

【会議録(要旨)】

会議名	令和7年度第2回 港区成年後見制度利用促進協議会
開催日時	令和7年12月8日(月) 18:30~20:40
開催場所	麻布区民協働スペース1~3 オンライン(Zoom)併用
出欠状況	委員現在数 16名 出席委員 14名(内オンライン1名) 欠席委員 2名 渡邊 光太郎 東京税理士会 麻布支部 吉川 顯 公益社団法人 港区シルバー人材センター 会長
出席委員	会長 今尾 真 明治学院大学 学長・法学部教授 副会長 八杖 友一 港法曹会 委員 安田 淳 一般社団法人 東京都港区医師会 常務理事 委員 國賀 綾 成年後見センター・リーガルサポート東京支部 第1ブロックリーダー 委員 加瀬 祐子 公益社団法人 東京社会福祉士会 委員 黒澤 薫 東京税理士会 芝支部 幹事 委員 黒澤 聡子 東京都行政書士会 港支部 副支部長(オンライン) 委員 横井 有 港区しんきん協議会 事務長 委員 古角 佐知子 港区民生委員・児童委員協議会 会長職務代理 委員 吉田 佳子 港区心身障害児・者団体連合会 副会長 委員 高井 玲子 港区心身障害児・者団体連合会 理事 委員 平井 照子 特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団 副理事長 委員 黒目 修 一般社団法人 港区介護事業者連絡協議会 連携室長 委員 海江田 太司 芝浦港南地区高齢者相談センター
事務局	保健福祉支援部保健福祉課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課 港区社会福祉協議会
会議次第	議題 1 令和7年度港区の成年後見制度利用促進事業に関する取組状況について 2 権利擁護センター サポートみなとの取組について 3 各種アンケートについて (1) 港区成年後見人等候補者登録台帳登録者向けアンケートの結果について (2) 成年後見制度利用終了者の関係者へのアンケート試行実施について(検討中) 4 令和8年度の取組について (1) あんしん生活サポート事業について(検討中) (2) 港区成年後見人等報酬助成事業の変更について(検討中) 5 成年後見制度利用促進における国の動向について
配付資料	資料1 令和7年度港区の成年後見制度利用促進に関する取組状況 資料1-2 港区地域保健福祉計画における成年後見制度の事業実施状況(令和7年10月末現在) 資料2 権利擁護センター サポートみなとの取組

	<p>資料3 港区成年後見人等候補者登録台帳登録者向けアンケートの結果について</p> <p>資料3-2 成年後見制度利用終了者の関係者へのアンケートの試行実施について（検討中）</p> <p>資料4 あんしん生活サポート事業について（検討中）</p> <p>資料4-2 港区成年後見人等報酬助成事業の変更について（検討中）</p> <p>資料5 成年後見制度利用促進における国の動向について</p> <p>参考資料1 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱</p> <p>参考資料2 港区成年後見制度利用促進協議会委員名簿</p> <p>参考資料3 港区の成年後見制度に関するデータ（令和7年度第1回目と同様）</p> <p>参考資料4 令和7年6月法制審議会第203回会議配布資料</p>
会議の結果及び主要な意見	
1 令和7年度港区の成年後見制度利用促進事業に関する取組状況について	
事務局（区）より資料1、資料1-2について説明	
委員	区長申立の実施について、昨年の件数に比べて今年度の件数が減少しているのは今年度から本庁が区長申立に関与するようになったことと関わりがあるのか。
事務局（区）	昨年度の区長申立件数は11件。それに比べて今年度はやや少ない。区長申立の件数は、一人一人のケースワークを積み上げ、必要性・補充性を判断したうえの数字であるため、本庁が関与し始めたことと件数の因果関係はないと思われる。本庁の関与を強めるべきとの区議会への請願をもとに4月から区長申立の運用を開始している。
委員	本日、申立準備のために区と社協立ち合いのもと本人と顔合わせを行った。本人の状況から本来は区長申立が適切と思われたが、本人申立で進んでいる。区長申立は審査が厳しいため、申立件数が抑制されている可能性がある。改めて適切性を検討してほしい。
委員	区長による申立件数は、過去と比べて年々減少している。本当に必要な人が利用できない状況は避けるべき。区長申立が必要なケースが本人申立や親族申立に流れてしまわないよう、ご配慮をお願いしたい。
事務局（区）	成年後見制度の利用には、必要性や補充性の判断が重要だと考える。親族調査や、親族が後見人を希望するかどうかなど、手続きの適切さも求められている。本庁がこれらを担保するため、4月から運用を変更した。区長申立件数の減少については、引き続き課題として認識しておく必要がある。今後は支所職員・社会福祉協議会・本庁支援部が連携し、適切な区長申立に取り組んでいく。
委員	成年後見人等登録者連絡会において、被保佐人の意見を聞く機会が設けられたことは極めて有意義である。今後も当連絡会における取組の継続を要望する。地域連携ネットワーク連絡会については、担当ケースを多職種へ相談できたという意見があり、ケースワークとして機能したと思われる。今後も継続的に取り組んでほしい。
事務局（区）	<p>ネットワーク連絡会については、各職種の強みを活かして意見交換した結果としてこのような意見が出たと思われる。</p> <p>登録者連絡会については、被保佐人と保佐人のやりとりにリアリティがあり、かつ後見活動を通じて構築された信頼関係が見られた。</p>
委員	被保佐人は成年後見制度の利用に際し葛藤を抱えていたが、保佐人もその気持

	ちを受け止め、前向きに生活していこうとする姿勢を学んだ。
会長	区民後見人等の要請について、8名の方から申し込みがあったものの、5名の方にはお断りすることになった理由は何か。
事務局 (社協)	区民後見人等候補者の選考については本協議会副会長にもご協力いただいている。区民後見人等は重要な役割を担っているため、研修で後見人として必要なスキルを習得する必要がある。しかしその前段階として、なぜ区民後見人を希望するのか面接で確認し、「この人なら任せられる」と思える方を選考している。
会長	区民後見人等が不足している現状を踏まえ、その役割も含めて、今後のあり方や広報等について検討する必要がある。
委員	区民後見人等の任務は大変重い。社会貢献に意欲がある応募者を育成する方法を検討してほしい。
会長	区民後見人等の育成についても、改めて検討を要望する。
2 権利擁護センター サポートみなとの取組について	
事務局(社協)より資料2について説明	
委員	あんしん未来・終活サポート事業について、エンディングノートを託す相手がない場合、作る意味があるのか疑問に思った。
事務局 (社協)	エンディングノートを託せる親族がいる場合は必要な時にきちんと伝えることができるが、身寄りのない方々の不安も十分に理解できる。そうした方々のために、遺言執行や死後事務を含め、終活をまとめてサポートする制度の導入を検討している。
3 各種アンケートについて	
事務局(区)より資料3、資料3-2について説明	
委員	成年後見制度利用終了者の関係者へのアンケートについて、目的が支援の質の向上に資することとなっているが、アンケートの対象者に元後見人等が入っていない。アンケートの結果を区と社協がどう活用するのか、後見人等の評価に使われるのではと危惧しているところだが、元後見人へのアンケートは検討しないのか。
事務局 (区)	成年後見制度利用終了者の関係者へのアンケートについて、弁護士・司法書士・社会福祉士が後見人等を務めた3事例を検討しているものの、制度利用終了案件自体が限定的であるため、実質的には1事例のみ目途がたっている。アンケート実施時には、元後見人等にも事前説明を行った上でアンケートを進める。なお、アンケートは後見活動終了後の振り返りであり、個々の後見活動へ直接反映するのではなく、面会状況等に関する情報としてチーム支援の参考資料として活用していきたい。 推薦事業におけるアンケート結果の活用については、試行時には予定していないが、成年後見制度の改正が検討されている中、今後推薦事業が現行の体制で継続された場合には、アンケート結果を適切に分析し、将来的な制度運用等への反映を検討する可能性がある。個々の推薦にあたって活用することを否定するものではない。
会長	港区成年後見人等候補者登録台帳登録者向けアンケートについて、回答率48%というのは集計や分析には不十分である。区の登録者には、もっと積極的に協力を求

	めても良いと思われる。
事務局 (区)	回答期間が短かったこと等反省すべき点がある。今年度から成年後見人等候補者登録台帳への登録要件として、本人に寄り添った後見活動やチーム会議等への積極的な参加などを定めている。区の施策を検討する際アンケートは重要となるため、今後は協力いただける方法を検討していく。
委員	アンケートの回答方法が Web であることについて、対象となる方々は全員デジタル機器の操作ができる方なのか。
事務局 (区)	普段からメールなどで連絡を取っているため、電子機器の使用にも抵抗がないと認識している。
委員	アンケートは質問の書き方で回答が変わる。内容を見直し、回答率の向上を期待する。
会長	今後試行予定のアンケートは紙と Web を併用して行うのか。
事務局 (区)	成年後見制度利用終了者の関係者向けアンケートについては、対象者が親族や医療関係者など多岐にわたるため、Web での回答が難しい場合も考えられる。その場合には、紙での回答も併用することを検討する。
4 令和8年度の取組について	
事務局（社協）より資料4について、事務局（区）より資料4-2について説明	
委員	あんしん生活サポート事業について、資力基準はどの程度に設定する予定か。
事務局 (社協)	現在検討中。民間サービスの費用負担が困難な方を対象とする想定でいる。年間の収入および保有資産を基準として考えている。
委員	一定の資産がある人は、このサービスを利用できないのか。
事務局 (社協)	一定水準の資産保有者を対象とする方向で検討を進めている。
委員	すべての希望する人が利用できるサービスとしないのはなぜか。
事務局 (社協)	現段階では民間サービスの費用負担が困難な方を対象とすることで検討を進めている。
委員	すべての区民が利用できるサービスにならないか、検討してほしい。 社協が遺言執行人になるのか。
事務局 (社協)	社協が遺言執行人や死後事務委任を行うことは予定しておらず、専門職に依頼してもらうことになる。
委員	預託金から入院費などを支払う際、本人の意思確認ができた場合でも身体的に動けないときは手続きの支援を受けられるのか。
事務局 (社協)	身動きが取れない場合でも、意思確認が可能であれば、入院費などの支払いについては預託金とは異なる方法での支援を検討する。
委員	入院時等の自宅保全はどの程度の内容を想定しているのか。
事務局 (社協)	防犯対策として戸締りの確認など最低限の対応は行う予定だが、具体的な方法については現在検討中。本人の希望も考慮しながら進めていく。
委員	死後事務には、葬儀、火葬、納骨、遺品整理まで含めることを検討しているのか。
事務局 (社協)	死後事務委任契約の内容は本人の意思によるが、ご指摘の項目は最低限含まれると考える。

委員	民間は破産のリスクがある。あんしん生活サポート事業だけでなく他の事業でも資産の制限を設けられていると思われるが、区民全員に対しての事業としていただきたい。
事務局 (社協)	貴重な意見として受け止める。居住不動産は資産に加えないよう配慮する。
委員	成年後見人等報酬助成事業の変更について、成年後見人等が被後見人等の口座の金銭を動かす際の手続きには変更があるのか。
事務局 (区)	金銭を動かす手続きは家庭裁判所の監督権の中で適切かどうかを判断することになる。
委員	エンディングノートを活用するには専門職の支援が必要だが、費用がかかる。障害のある子どもが安心して暮らせるよう、成年後見制度の制度設計を検討してほしい。
会長	今後の検討に活かすようお願いする。
事務局 (社協)	障害のある子を持つ親の終活支援は有効と考える。ご意見を参考に制度設計を進める。
会長	あんしん生活サポート事業の担い手は社協職員を想定しているのか。
事務局 (社協)	死後事務受任者や遺言執行者については専門職が行うことを想定しているが、日常的な見守り支援業務は社協職員が担うことを考えている。来年度に向けては、社協の体制強化も検討が必要。また、場合によっては登録型生活支援員の協力を得る可能性もある。
5 成年後見制度利用促進における国の動向について	
副会長より資料5について説明	
委員	現在成年後見制度を利用している人は新たな制度に移行していくのか。
会長	従来制度が所定の期間満了後に終了し新たな制度へ移行する、または従前の制度を存続させつつ新たな制度と並立させる、この2つの可能性がある。
副会長	現在成年後見制度を利用している場合の扱いは今後議論されることになる。
委員	包括的権限の付与により、一部事例では後見人へ丸投げとなっていることが見受けられる。制度導入には、その必要性について慎重な検証が行われるべきであり、将来的には終了の選択肢が追加されることで、本人の生活の質向上につながる可能性がある。民間事業を含む多様な支援サービスの展開が促進されることが期待される。
会長	特定補助への振り分けは、現在の成年後見制度の類型（特に後見類型）を温存するという懸念があるが、それについての議論はどうか。
副会長	判断能力を欠く状況の判定方法について、審議会では医師2名による鑑定が求められる可能性も挙げられている。また、判断能力欠如の基準を厳しく審査する案も検討されている。
会長	最後に事務局から事務連絡をお願いする。
事務局 (区)	議事録は後日皆様にお送りする。 次回の港区成年後見制度利用促進協議会は例年6月頃実施しているが、地域保健福祉計画の策定の年になるため、日程については計画の進捗状況を加味しながら会

	長、副会長と相談の上お知らせする。
会長	以上で令和7年度第2回港区成年後見制度利用促進協議会を閉会する。

会議録要旨の作成にあたり、頂いた委員意見の文言は事務局で微修正しています。